

市からのお知らせ

令和8年度 市民税県民税申告の受け付けを開始

郵送または電子申告にご協力ください

令和8年度分の市民税県民税の申告から、自宅などでスマートフォンまたはパソコンとマイナンバーカードを用いて電子申告ができるようになります。なお、市役所会場では、無収入または非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険など）のみの人を対象に電子申告をお手伝いします。

また、申告会場は大変混み合いますので、**できるだけご自分で申告書を作成し郵送で提出するか、電子申告「eLTAX（エルタックス）」での申告をお願いします。**郵送での申告は1月15日(木)から受け付けします。

確定申告は、自宅からスマートフォンやパソコンによる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」の利用が便利です。そのほか、自書した確定申告書または国税庁ホームページで作成・印刷した申告書を税務署へ郵送する、税理士に申告書の作成・提出を依頼するなどの方法もあります。

なお、所得税の確定申告をする人は、市民税県民税の申告は原則不要ですが、一部の人(※1)は申告が必要です。
(※1)…令和8年1月1日現在、住所が市外にあり、家屋敷等が市内にある人

申告受付期間・受付会場

地区名	受付期間 <small>(※土・日)と(祝)を除く</small>	受付会場	受付時間
本庁地区 <small>(下記①～⑨以外の地区)</small>	2月 16日(月)～18日(水) <small>※対象者の限定と町会指定あり</small>	市役所3階 申告会場	午前8時30分 ～ 午後4時
	2月 19日(木)～3月 9日(月) <small>※町会指定あり</small>		
	3月 10日(火)～16日(月)		
①相馬総合支所地区	1月 26日(月)・27日(火)	相馬総合支所1階 多目的室	午前9時 ～ 午後3時
②岩木総合支所地区	2月 2日(月)～12日(木)	岩木総合支所1階 多目的室	
③船沢地区	1月 26日(月)・27日(火)	船沢公民館	
④新和地区	1月 29日(木)・30日(金)	新和地区体育文化交流センター	
⑤城東地区	1月 29日(木)・30日(金)	総合学習センター	
⑥石川地区	2月 3日(火)・4日(水)	石川公民館 <small>(※2)</small>	
⑦高杉地区	2月 5日(木)・6日(金)	北辰学区高杉ふれあいセンター	
⑧東目屋地区	2月 10日(火)	東目屋公民館	
⑨裾野地区	2月 13日(金)	裾野地区体育文化交流センター	

(※2)…石川公民館は地域交流館あじさい（石川字庄司川添）内へ移転しましたので、ご注意ください。

問市民税課（市役所2階、
〒036-8551、上白銀町1の1、
☎ 40-7025、☎ 40-7026）

医療費控除を受けようとする人は

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です。様式は、市ホームページに掲載しているほか、「令和8年度市民税県民税申告のお知らせ」にも掲載しています。

申告漏れにご注意ください

申告が必要なのに申告しないと「未申告」となり、公的医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療制度など）や介護保険、各種制度（障害福祉、児童福祉、公営住宅、教育費支援など）の利用に影響が出たり、負担軽減が受けられなかったりするほか、「所得・課税証明書」の交付が受けられないなどの不利益が生じる場合があります。特に、無収入または非課税収入（遺族年金、障害年金、傷病手当、失業保険、生活保護など）のみの人は、申告漏れがないようご注意ください。

詳細は市ホームページに掲載または市民税課で配布している「令和8年度市民税県民税申告のお知らせ」をご確認ください。



国民年金のお知らせ

令和7年分公的年金等の源泉徴収票を送付

老齢・退職を支給事由とする年金を受給している人全員に、令和7年2月支払分～12月支払分（令和8年1月に支払いがあった人は1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票が1月中旬から順次送付されます。なお、「ねんきんネット」で電子送付の希望登録を行っている人には、送付されません。

※障害年金や遺族年金、年金生活者支援給付金は非課

20歳になつたら国民年金

国民年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障がいを負ったときや、家族の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという社会保険の考え方から作られた仕組みです。

◎国民年金の加入

20歳を迎えると、国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の人など）として加入したことのお知らせ、国民年金保険料納付書、学生納付特例制度の申請書などの書類が届きます（すでに第2号被保険者、第3号被保険者になっている人を除く）。

※第2号被保険者…会社員・公務員など厚生年金加入者／第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収130万円未満）

税所得であるため、源泉徴収票は送付されません。

源泉徴収票の再交付申請は「ねんきんダイヤル」や年金事務所、「ねんきんネット」で受け付けています。詳細は日本年金機構ホームページで確認を。

問ねんきんダイヤル（☎ 0570-05-1165）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎ 27-1339）



◎保険料の納付

金融機関や郵便局、コンビニエンスストアでの納付書による納付、電子納付、口座振替、クレジットカード納付のほか、スマートフォンのアプリ決済も可能です。

納付が難しい人は、学生納付特例制度（在学中で所得が一定以下の場合、保険料納付が猶予される制度）や免除・納付猶予制度（学生以外の人の保険料納付が免除または猶予される制度）があります。未納のまま放置せず、必ず申請しましょう。

※各種要件がありますので、お問い合わせください。

問国保年金課国民年金係（☎ 40-7048）／弘前年金事務所（☎ 27-1339）

償却資産（固定資産税）の申告

申告が必要な個人および法人は、2月2日(月)までに申告書を提出してください。

問令和8年1月1日現在、市内に事業用の減価償却資産（建物や自動車などを除く）を所有する個人または法人

※令和7年中に新たに事業を始めた人は相談を。

持マイナンバーカード（または身分証明書と個人番号通知カード／個人事業主のみ）

その他 申告期間中は窓口が大変混み合いますので、できるだけ郵送で提出するか、電子申告「eLTAX（エルタックス）」での申告をお願いします。

問資産税課（市役所2階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎ 40-7027）

国民健康保険に加入している皆さんへ
申告漏れにご注意を！

国民健康保険加入世帯員の中に、**市民税県民税の申告をしていない人がいる場合は、保険料や高額医療費の自己負担限度額が高くなる場合があります。**次の①または②に該当する世帯主または加入世帯員は、忘れずに申告をしてください。

対①非課税収入（障害年金・遺族年金・失業保険など）のみの人／②令和7年中に収入がなかった人

申告期限 3月 16日(月)

※令和8年度分より、スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを用いて市民税県民税の電子申告ができます。詳細は「令和8年度市民税県民税申告のお知らせ」等で確認を。

問国民健康保険に関すること…国保年金課（市役所1階、☎ 40-7045）／申告に関すること…市民税課（市役所2階、☎ 40-7025、☎ 40-7026）